



ハッピールームくるみ
重要事項説明書

社会福祉法人和幸園

ハッピールームくるみ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人和幸園
法人所在地	青森市大字矢田字下野尻48番3
電話番号	017-737-3333
代表者指名	理事長 今村 良司
設立年月日	昭和38年7月18日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス
名 称	ハッピールームくるみ
事業所所在地	青森市新町2丁目6-13
電話番号	017-752-1445
管 理 者	豊嶋 奈緒
児童発達支援管理責任者	豊嶋 奈緒 (管理者と兼務)
定 員	10名 ※ 児童発達支援と放課後等デイサービスの合計
指定年月日	令和6年 6月 1日
事業所番号	0250161676

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人和幸園(以下「事業者」という)が設置する、ハッピールームくるみ(以下「事業所」という)において実施する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用児及び利用児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号以下「法」という)第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた利用児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という)をいう)の意思及び人格を尊重し、利用児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
-------	--

運 営 方 針	<p>① 当事業所は利用児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流ができるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供するものとします。</p>
---------	--

4. 事業の実施地域

青森市内、ただし浅虫地区と浪岡地区は除く。

5. 営業日及びサービス提供時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで。ただし12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで。
サービス提供日 及び提供時間	<p>①児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日 営業日と同様。 ・提供時間 午前9時30分から午後1時まで。 <p>②放課後等デイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日 営業日と同様。 ・提供時間 午後2時から午後5時まで。ただし土曜日と学期休み中の月曜日から土曜日は午前9時30分から午後5時まで。延長などは要相談。 <p>補足：サービス提供時間には、送迎時間は含んでいません。</p>

6. 職員の体制

職 種	配 置 等	業 務 内 容
管理者	常勤兼務1名	職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務を行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

児童発達支援管理責任者	常勤兼務 1 名	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する利用児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用児の保護者並びにそのご家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士	常勤 4 名	個別支援計画に基づき利用児及び利用児の保護者に対し適切に指導等を行います。
その他		

当事業所では、厚生労働省、青森市の定める指定基準を遵守し、指定障がい児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. サービスの内容

- (1) 日常生活訓練 日常生活の基本的動作取得を支援します。(自分の身の周りのこと。)
- (2) 集団適応訓練 集団生活への適応力習得を支援します。(子どもたちの社会の中で遊びを通じて社会性を養います。)
- (3) レクリエーション 集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
- (4) 必要な介助 活動を行う時に必要な介助を、利用児のご希望及び心身の状況に応じて行います。
- (5) 個別の支援 全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。
「個別支援計画」は、当事業所の児童発達支援管理責任者が、利用児及び保護者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やサービス実施日等を記載しています。「個別支援計画」は、利用児のご家族に事前に説明し同意を頂きます。また、利用児やご家族の申し出により、いつでも見直すことが可能です。

8. サービス実施の記録について

- (1) サービス実施記録の確認
当事業所では、サービス提供ごとに、実施日及び実施したサービス内容等を記録し、ご利用者様に確認をいただきます。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より 5 年間保存します。
- (2) 利用児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示
当事業所は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写などの諸費用はご利用者様の負担となります。)

9. 秘密の保持

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。当該従事者でなくなった場合も同様とします。
- (2) 当事業所は、従事者及び従事者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所では、利用児の医療上緊急の必要がある場合又は会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意（別紙、個人情報利用同意書）を得た上で、必要な範囲内で利用児又は保護者の個人情報を用います。

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用児の家族に連絡を行うとともに必要な措置をとり、事故の状況及び事故に対して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

11. サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご利用に関して

- ①室内、設備等の利用に際し、利用児の過失による損害が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
 - ②他の利用児に損害を与えた場合は、賠償をしていただくことがあります。
 - ③サービス利用の中止は、必ず事前に連絡していただきます。
 - ④他の利用児に対して、政治活動、布教活動、販売活動等をご遠慮していただきます。
 - ⑤貴重品は持ち込まないでください。
 - ⑥サービスの利用当日に、利用児の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更等の措置を講ずることがあります。
- ※ ①から⑥について同意していただけない場合は、利用児のサービスを検討させていただきます。

(2) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従業者にお知らせください。また、当事業所従業者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

12. 虐待の防止について

当事業所は、利用児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	豊嶋 奈緒
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

13. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓口担当者	豊嶋 奈緒
	受 付 日	月曜日から土曜日（祝日含む）までとします。 ただし、12月30日～翌年1月3日までを除く日とします。
	受 付 時 間	10:30から17:00
	電 話 番 号	017-752-1445
	FAX番号	017-752-1445

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森市福祉部 障がい者支援課	所在地 青森市新町1丁目3-7 電 話 017-734-5327
青森県運営適正化委員会	所在地 青森市中央3丁目20-30 (県民福祉プラザ内) 電 話 017-731-3039

14. 設備の概要

設備の種類	説 明
事務スペース	職員が庶務をするスペースです。
発達支援室	専門的支援をするスペースです。
多目的スペース	個別指導や学習指導等の療育全般に活用するスペースです。
トイレ	洋式トイレを1ヶ所設置しています。

15. 利用料金

ご利用に係る料金については、別紙1、別紙2、別紙3を参照ください。

【放課後等デイサービス給付費】

放課後等デイサービス 定員10人以下				
基本部分	30分以上1時間30分以下		574単位/日	
	1時間30分超3時間以下		609単位/日	
	3時間超5時間以下		666単位/日(学校休業日)	
必ず付け加算部分 ハッピークルームに くみるみに	児童指導員等加配加算		123単位/日	
	福祉専門職員配置等加算		6単位/日	
	専門的支援実施加算		150単位/回 月利用日数 6日未満：最大2回 月利用日数 12日以上：最大6回	
加算部分	送迎加算		54単位/片道	
	欠席時対応加算		94単位/回(原則月4回)	
	延長支援加算	30分以上1時間未満		61単位/日
		1時間以上2時間未満		92単位/日
		2時間以上		123単位/日

【児童発達支援給付費】

児童発達支援 定員10人以下		
基本部分	30分以上1時間30分以下	901単位/日
	1時間30分超3時間以下	928単位/日
	3時間超5時間以下	980単位/日
必ずハッピールームくるみに 付く加算部分	児童指導員等加配加算	123単位/日
	福祉専門職員配置等加算	6単位/日
	専門的支援実施加算	150単位/回 月利用日数 6日未満：最大4回 月利用日数12日以上：最大6回
加算部分	送迎加算	54単位/片道
	欠席時対応加算	94単位/回（原則月4回）

【給付費対象外サービス費】

1. おやつ代

おやつを提供した場合、1回60円（税込）をお支払いいただきます。

2. 教材費

創作活動に使用する材料費として、月200円（税込）をお支払いいただきます。

3. 外出活動費

職員付き添いのもと、事業所外での体験学習等を実施した場合には、それに要した費用の実費をお支払いいただきます。

（例）水族館の入館料、飲食店を利用した際のお食事代など。

4. その他

上記1～3の費用以外に、保護者の方へ実費負担をお願いするものについては、予め保護者の方とご相談の上で、ご請求させていただく場合があります。

上記の説明を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 ⑩

保護者 住 所

氏 名 ⑩

説明者 住 所 青森市新町2丁目6-13

ポレスタ-新町プレミアムステージ1階

名 称 ハッピールームくるみ

氏 名 ⑩

事業所 住 所 青森市新町2丁目6-13

ポレスタ-新町プレミアムステージ1階

名 称 ハッピールームくるみ

個人情報使用同意書

私（利用児）及びその家族の個人情報について、必要な情報を提供し、以下に記載する
とおり、必要と判断される範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用の目的

- (1) 利用している他の事業所及び学校等関係機関との連絡調整等について、情報の共有
が必要な場合。
- (2) 現に当事業所のサービス提供を受けている最中で、私（利用児）が体調を崩し又はケ
ガ等で緊急で事業所職員付き添いのもと医療機関を受診し、担当医師や看護職員に説明
を求められた場合。
- (3) サービス提供の状況等について、行政機関から情報の提供を求められた場合。

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の使用は必要最小限とし、使用にあたっては、関係者以外のものに漏れるこ
とのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議等においては、出席者・議事録内容等を記録しておくこと。

3. 使用する期間

原則として、契約で定める期間。ただし契約終了後であっても、行政機関より求められた
場合はこれにあらず。

令和 年 月 日

社会福祉法人和幸園

理事長 今村 良司 殿

利用児 住 所

氏 名

⑩

保護者 住 所

氏 名

⑩

写真や動画の掲載に係る同意書

私（利用児）及びその家族の個人情報について、必要な情報を提供し、以下に記載する
とおり、必要と判断される範囲内で使用することに同意します。

写真・動画の利用について同意される場合は、「□」の中に「✓」の記載をお願いします。

1. 当事業所パンフレット、インスタグラムや事業所紹介資料への写真掲載。

同意します。 同意しません

2. 法人ホームページへの写真や動画の掲載。

同意します。 同意しません

令和 年 月 日

社会福祉法人和幸園
理事長 今村 良司 殿

利用児 住 所

氏 名

⑩

保護者 住 所

氏 名

⑩